

**令和5年度若年層献血推進事業等業務委託
プロポーザル公募要領**

○ 留意事項

令和5年第1回岐阜県議会定例会において、本事業に係る予算案が可決・成立しない場合は今回の企画提案による業務委託の執行は行いませんので、予めご承知願います。

なお、上記に伴い、プロポーザル参加者又は受託予定者において損害が生じた場合にあっては、県においては、その損害について一切負担しません。

第1 事業の趣旨・目的

岐阜県内における献血者数は年々減少しており、特に10代から30代の若い世代の献血離れが著しい状況となっている。将来安定的に医療に必要な輸血用血液を確保するためには若年層献血者数を増やしていくことが必要である。

本委託業務は、情報発信力の高い著名人やSNS等を活用し、若年層の献血への関心を一層高め、献血者数を増やすことを目的とする。

第2 募集の内容

別紙「令和5年度若年層献血推進事業等業務委託」のとおり

第3 プロポーザルに係る事項

1 参加者要件

プロポーザルに参加できる者は、業務委託を効果的かつ効率的に実施することができる法人（法人格を有すること。ただし、法人格の種類は問わない。）であって、参加する場合は以下の①から⑤までの要件を満たしていることとします。

これらの要件は、参加申込時から契約締結時まで継続的に満たしている必要があります。

なお、一つの団体が複数の参加申込みを行うことはできません。また、複数の法人等で構成される団体（共同体）による参加は認めないものとします。

- ① 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登録されている者であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置指名停止措置又は「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、公募型プロポーザル参加申込期限日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと、又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑤ 過去5年以内に、日本赤十字社、国又は地方公共団体が発注した、啓発業務の受託実績を有すること。

2 企画提案書の作成

「第2 募集の内容」の仕様に従い、以下の項目について様式2に沿って作成してください。

(1) 企画案の内容等

以下の企画案の内容について、具体的に記載してください。

- ①若年層献血者に配布するオリジナルグッズ、啓発用ポスターの企画制作
- ②著名人自身のSNSでの献血の呼びかけ記事の制作及び配信
- ③SNS等を活用した効果的な広報方法の企画制作
- ④県インスタグラムの記事及び県ホームページのデザイン制作
- ⑤県内献血会場での献血啓発事業の企画制作
- ⑥その他（特記すべき提案がある場合）

(2) 実施スケジュール

各月における業務計画を明示した実施スケジュールを記載してください。

(3) 実施体制

委託業務の実施体制（従事者の名簿及び役割分担、再委託先（予定）、再委託内容などを含む）を記載してください。

(4) 委託業務を実施するにあたっての法人の特色及び優位性

委託業務を実施する上で、過去の類似業務実績、スタッフの実績等、他の法人と比較した優位性があればご記入ください。

3 プロポーザルの手続等

(1) スケジュール

- ① 公募要領等の公表・配付
令和5年2月15日（水）～令和5年3月14日（火）
 - ② 公募要領等に関する質問受付
令和5年2月15日（水）～令和5年3月7日（火）
 - ③ プロポーザル参加申込受付
令和5年2月15日（水）～令和5年3月7日（火）
 - ④ 企画提案書の受付
令和5年2月15日（水）～令和5年3月14日（火）
 - ⑤ 評価会議
令和5年3月下旬（予定）
 - ⑥ 評価結果の通知・公表
令和5年3月下旬（予定）
- ※ 配付及び受付日は、県の機関の休日を除く。

(2) 公募要領等の配付時間

午前8時30分～午後5時15分

(3) 公募要領等の配付場所

岐阜県健康福祉部薬務水道課生産指導監視係（岐阜市藪田南2丁目1番1号）

※ 公募要領等は、岐阜県庁ホームページ「トップ>県政情報>入札・公売>公募型プロポーザル」(<https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/bid/264791.html>) からダウンロードしてください。なお、郵便等での配付は行いません。

(4) 公募要領等に係る質問書の受付及び回答の公表

- ① 質問書提出方法
プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、令和5年3月7日（火）午後5時15分までに、質問書（別添1）を薬務水道課生産指導監視係あてにFAX、電子メール（ファイル形式はMicrosoft Wordとしてください。）又は郵送により提出してください。
- ② 回答
質問に対する回答は、随時、岐阜県庁ホームページ「トップ>県政情報>入札・公売>公募型プロポーザル」(<https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/bid/264791.html>) 上にて公表します。

(5) プロポーザル参加申込書の提出方法

- ・ プロポーザル参加希望者は、令和5年3月7日（火）午後5時15分までに、プロポーザル参加申込書（様式1）を薬務水道課生産指導監視係まで郵送にて提出してください。必ず「簡易書留」とし、午後5時15分までに薬務水道課生産指導監視係に到着したものを有効とします。
電子メール、電子ファイルでの提出は受け付けません。

(6) 企画提案書等、書類の提出方法

- ① 提出書類
 - ア 企画提案書（様式2）
 - イ 法人等概要書（様式3）
 - ウ 法人に関する書類
 - （ア）履歴事項全部証明書（提出日において発行日から3カ月以内のもの）またはその写し
 - （イ）定款又は寄付行為
 - （ウ）事業内容及び収支内容がわかる書類（直近の事業年度のもの・任意様式）

エ 誓約書（様式4）

オ 見積書（様式5）

※ 「第3 プロポーザルに係る事項」の2の（1）に示す業務毎の内訳を記載してください。

カ 社会的課題への取り組み（様式6）

② 提出部数

7部（正本1部、副本6部）

③ 提出方法

企画提案書等を令和5年3月14日（火）午後5時15分までに、郵便で薬務水道課生産指導監視係に提出してください。必ず「簡易書留」としてください。

締め切り日当日の午後5時15分までに薬務水道課に到着したものを有効とします。

(7) プロポーザル参加に際しての注意事項

① 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は失格又は無効となることがあります。

ア 「第4 選定に係る事項」における評価会議の構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

イ 他のプロポーザル参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行った場合

ウ 最優秀提案者選定終了までの間に、他の提案者に対して企画提案の内容を意図的に開示した場合

エ 企画提案書類に虚偽の記載を行った場合

オ 評価会議終了後に、参加資格を満たしていない事実が発覚した場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべてプロポーザル参加者が負うものとします。

③ 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出はできません。

④ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。

⑤ 提出書類の返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥ 費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべてプロポーザル参加者の負担とします。

⑦ その他

ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書等の必要な書類の提出がなされない場合は、辞退したものとします。

イ プロポーザル参加者は、企画提案書の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとします。

ウ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。

エ 企画提案書の提出後に辞退する場合は、評価会議開催日の前日までに、辞退届（別添2）を薬務水道課生産指導監視係に持参又は郵送により提出してください。

オ 提出書類の大きさは、日本産業規格A4縦型（一部A3判資料使用可）で統一してください。

カ 提出書類に不足がある場合、企画提案の内容に影響を及ぼさない範囲内の軽微なもの（添付すべき書類の添付漏れ、提出部数の不足等）にあつてはその補正を認めますが、企画提案書の記載事項の変更、差し替え若しくは再提出など、当該範囲を超えるものにあつては、その補正を認めません。

キ 県が必要と認める場合には、追加資料の提出等を求めることがあります。

(8) 見積書作成に当たっての注意事項

① 見積金額は、委託期間中の本委託業務に係る費用の見込額とします。

② 見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問

わず、消費税及び地方消費税を含んだ金額とし、消費税及び地方消費税を含んでいることを明示することとしてください。

- ③ 見積書は、経費の内訳及び単価、数量等を明示して具体的に記載し、提案された内容と整合するものとしてください。

第4 選定に係る事項

1 評価方法

別に定める構成員により構成されるプロポーザル評価会議（以下「評価会議」という。）において行います。

2 評価会議

(1) 開催日時

令和5年3月下旬（予定） 詳細については、後日、企画提案者に通知します。

(2) 開催場所

岐阜県シンクタンク庁舎（岐阜市藪田南5丁目14-12）（予定）

(3) プロポーザルの所要時間

プレゼンテーション20分間。その後、構成員からの質疑を行います。

(4) 注意事項

プロポーザル参加者のプレゼンテーション開始時間等の詳細は、企画提案書提出後、別途連絡します。指定の時間に遅れた場合には、評価を行いません。

パソコン、タブレット、プロジェクター等の機材は使用できません。企画提案書受付期限までに県に提出した資料のみで、プレゼンテーションを実施してください。

3 評価項目及び評価内容

別表の評価基準のとおりです。

4 契約交渉の相手方の決定

評価会議において選定された最優秀提案者を契約交渉の相手方に決定します。

なお、評価会議において最優秀提案者が選定されなかった場合は、本業務の公募を再度検討します。

5 提案者が1者またはない場合の取り扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは当該応募者を最優秀提案者とします。また、基準点に満たない場合、または提案者がない場合には、再度公募を検討します。

6 評価結果の通知及び公表

評価結果は選定後、プロポーザル参加者に文書で通知するとともに、岐阜県庁ホームページ上で公表します。なお、選定結果に係る質問や異議は一切受け付けません。

公表する内容は以下のとおりです。

- ① 最優秀提案者の名称及び評価点
- ② 全プロポーザル参加者の名称（申込順）
- ③ 全プロポーザル参加者の評価点（得点順、応募者の名称は秘匿）
- ④ 最優秀提案者の選定理由
- ⑤ 評価会議構成員の氏名
- ⑥ その他

※ プロポーザル参加者が2者の場合には、提案者の競争上の地位に配慮し、③は公表しないこととします。

第5 契約の締結

1 最優秀提案者の構成員が、岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止要領」及び「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加者停止措置を評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該提案者と契約を締結しません。

また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除します。

2 選定した最優秀提案者と県とが協議し、業務委託に係る仕様を確定させた上で、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、最優秀提案者と県との協議により必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限りません。

なお、選定した最優秀提案者と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合、又は契約締結までの間において契約交渉をすることが不適切と認められる事案が発生した場合には、選定結果において評価の合計点が次に高い提案者（最低基準点を満たした者に限る）と協議を行うこととします。

第6 業務の適正な実施に関する事項

1 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上、業務の一部を委託することができます。

2 個人情報保護

受託者が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、岐阜県個人情報保護条例（平成 10 年岐阜県条例第 21 号）、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成 11 年岐阜県規則第 8 号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

3 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

4 実施計画書の提出

受託者は、契約締結後、速やかに本委託業務の実施スケジュール及び実施体制表を作成し、県の承認を得てください。また、業務の実施にあたっては、県と協議の上で行ってください。

5 実施報告書の提出

受託者は、業務終了後速やかに、仕様書の内容を満たしていることが確認できる業務実績報告書を提出してください。

第7 業務の継続が困難となった場合の措置について

受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の取消しができます。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

第8 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号（県庁14階）

岐阜県健康福祉部薬務水道課生産指導監視係

TEL：058-272-1111（内線）3436

FAX：058-271-5731

電子メールアドレス：c11224@pref.gifu.lg.jp

評価基準

1 評価の方法について

- ① 下記の「評価項目及び評価内容」に基づき、各項目の合計を105点満点として採点し、点の合計により評価点を算出する。なお、各構成員の持ち点（105点）を合算した値（満点）の6割を最低基準点とし、各構成員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない提案者は選外とする。
- ② 構成員別に提案者ごとの評価点を比較し、第1位に3点、第2位に2点、第3位に1点、第4位以下に0点の順位点を付与する。
ただし、評価点同順位の提案者が複数ある場合は、当該順位及びその下位に当たる空位の順位点の合計を当該同順位となった提案者の数で除して得られる点数を付与する。
- ③ 提案者ごとの順位点の合計を比較し、高い点の者から順位を付す。
ただし、順位点の合計が同点の場合は見積額が少ない者を高い順位とする。
なお、同点かつ見積額が同額の場合は提案者らによるくじ引きにより順位を決するものとする。
- ④ 最も順位の高い者を最優秀提案者として選定する。

2 評価項目及び評価内容について

- ・ 下記の評価項目及び評価内容に基づき採点する。

評価項目及び評価内容	配点				
	優良	良	普通	やや劣	劣
1 業務遂行能力 (30点)					
① 提案事業者は、類似業務の実績があり、業務の実施に必要な知識、ノウハウ、経験を有しているか。	10点	8点	5点	2点	0点
② 業務のスケジュールが適切であり、事業を確実に実施・運営するのに十分な体制(人材、人数等)が整っているか。	15点	12点	8点	4点	0点
③ 事業費の積算は、事業を実施するうえで、使途や金額が妥当なものとなっているか。	5点	4点	3点	2点	1点
2 業務の企画・運営に関する評価 (70点)					
① SNS等での発信力や訴求力が高い著名人の起用があり、オリジナルグッズやポスターのデザイン、キャッチコピー及び掲出方法に、若年層献血者を増やす工夫が施されているか。	15点	12点	8点	4点	0点
② 県インスタグラムや県ホームページのデザインやその広報方法は、若年層の利用者による拡散が期待できる内容となっているか。	10点	8点	5点	2点	0点
③ 献血会場での啓発事業は、効果的に学生献血ボランティアを活用し、若年層の献血への行動促進につながる内容となっているか。	10点	8点	5点	2点	0点
④ 岐阜献血ルームアクティブGのPR事業は、ルームでの初回献血やその後の献血の継続を促す内容となっているか。	15点	12点	8点	4点	0点
⑤ 献血バス配車先でのイベントは、若年層を献血会場に集められるものであり、献血や関心を高める内容となっているか。	10点	8点	5点	2点	0点
⑥ 若年層に向けた効果的な啓発について、①～⑤以外に効果的な独自提案はあるか。	10点	8点	5点	2点	0点
3 社会的課題への取り組み (5点)					
① 提案事業者は、仕事と家庭の両立支援(2点)、障がい者雇用(2点)、若者の採用・育成(1点)といった社会的課題の解決に積極的に取り組んでいるか。	5点	4点	3点	2点	1点
評価点(1+2+3) (105点)					点